

第3四半期までの各四半期において従前の会計基準に基づく財務諸表を作成し、年度末の年度の決算短信または有価証券報告書で初めてIFRSに基づき財務諸表を開示するが、当該パターンの企業の割合は低下し

ている。その他のパターンについては、引き続き今回も最初のIFRS報告期間の財務諸表を翌第1四半期に追加的に開示(パターン③)する企業はなく、前記以外の開示パターン(パターン④)として、前回は第2四

半期から開示している企業が1社であったが、今回は有価証券報告書以外で最初のIFRSに基づく財務諸表を開示していた企業が3社であった。

(c) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産
今回の分析対象のうち、IFRS 15号を適用しているのは181社である。以下、IFRS 15号を適用している181社につき、分析を進めていく。

(4) 2018年1月1日以後開始する事業年度からの適用が求められている。なお、早期適用は認められる(IFRS 15号C1項)。

(1) 顧客との契約

顧客との契約から認識した収益、および顧客との契約から生じた債権等について認識した減損損失を開示しなければならない(IFRS 15号113項)。また、①収益の分解、②契約残高、③履行義務、④残存履行義務に配分した取引価格についての開示が求められている。

① 収益の分解

顧客との契約から認識した収益を、収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解し、かつ、これと報告セグメントについて開示される収益情報との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示しなければならない(IFRS

第2章 IFRS 15号適用の181社の動向は？ 注記事項の開示状況

【この章のエッセンス】

- IFRS 15号の収益の分解については、財またはサービスの種類で分解している企業が最多である。
- IFRS 9号(完全版)の強制適用が開始となり、2019年3月期時点で184社が適用している。
- IFRS 16号は4社が早期適用し、未適用企業のうちおおむね7割が財務諸表への影響額を開示している。

IFRSでは、一般に日本基準における開示と比べて定性的情報と定

量的情報のいずれも注記の分量が増加するといわれる。では具体的にどのような開示が増加するのであろうか。本章では、IFRSにおいて特徴的であると考えられる注記について解説する。

顧客との契約から生じる収益に係る開示

現行の日本基準では、収益に関する開示は特段要求されていないが、IFRSでは、2014年5月にIFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」が公表され、顧客との契約

- (a) 顧客との契約
(b) 当該契約にIFRS 15号を適用する際に行った重要な判断および当該判断の変更